

平成30年度の地域別最低賃金額

都道府県の平成30年度地域別最低賃金額が改定されるのでお知らせします（発行年月日は都道府県により異なりますが、多くは10月1日から改定されています）。全国加重平均額は、昨年度から26円引上げの874円。

平成30年度地域別最低賃金時間額と発行年月日（円：括弧内は29年度の最低賃金）

北海道835 (810) 平成30年10月1日	青森762 (738) 平成30年10月4日	岩手762 (738) 平成30年10月1日	宮城798 (772) 平成30年10月1日	秋田762 (738) 平成30年10月1日	山形763 (739) 平成30年10月1日	福島772 (748) 平成30年10月1日	茨城822 (796) 平成30年10月1日
栃木826 (800) 平成30年10月1日	群馬809 (783) 平成30年10月6日	埼玉898 (871) 平成30年10月1日	千葉895 (868) 平成30年10月1日	東京985 (958) 平成30年10月1日	神奈川983 (956) 平成30年10月1日	新潟803 (778) 平成30年10月1日	富山821 (795) 平成30年10月1日
石川806 (781) 平成30年10月1日	福井803 (778) 平成30年10月1日	山梨810 (784) 平成30年10月3日	長野821 (795) 平成30年10月1日	岐阜825 (800) 平成30年10月1日	静岡858 (832) 平成30年10月3日	愛知898 (871) 平成30年10月1日	三重846 (820) 平成30年10月1日
滋賀839 (813) 平成30年10月1日	京都882 (856) 平成30年10月1日	大阪936 (909) 平成30年10月1日	兵庫871 (844) 平成30年10月1日	奈良811 (786) 平成30年10月4日	和歌山803 (777) 平成30年10月1日	鳥取762 (738) 平成30年10月5日	島根764 (740) 平成30年10月1日
岡山807 (781) 平成30年10月3日	広島844 (818) 平成30年10月1日	山口802 (777) 平成30年10月1日	徳島766 (740) 平成30年10月1日	香川792 (766) 平成30年10月1日	愛媛764 (739) 平成30年10月1日	高知762 (737) 平成30年10月5日	福岡814 (789) 平成30年10月1日
佐賀762 (737) 平成30年10月4日	長崎762 (737) 平成30年10月6日	熊本762 (737) 平成30年10月1日	大分762 (737) 平成30年10月1日	宮崎762 (737) 平成30年10月5日	鹿児島761 (737) 平成30年10月1日	沖縄762 (737) 平成30年10月3日	全国平均874 (848)

● 最低賃金制度とは

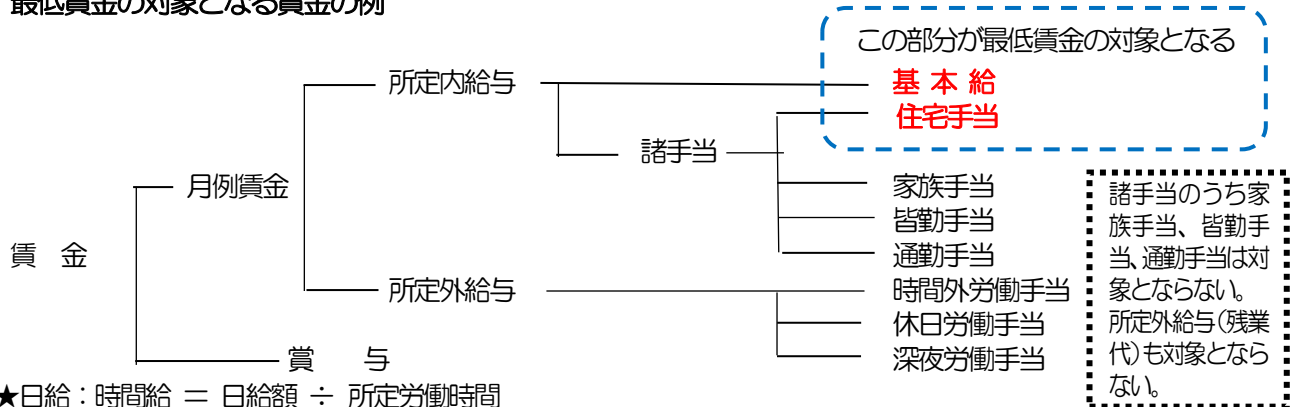
最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があり、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト、嘱託等の雇用形態を問いません。）を対象としています。仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則(50万円以下の罰金)が定められ、特定(産業別)最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則(30万円以下の罰金)が定められています。

● 最低賃金の減額の特例

一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方

● 最低賃金の対象となる賃金の例



★日給：時間給 = 日給額 ÷ 所定労働時間

★月給：時間給 = 月給額 ÷ 月の所定労働時間

※月によって所定労働時間が異なる場合：時間給 = 月給額 ÷ 1 か月平均所定労働時間(年間所定労働時間 ÷ 12 か月)